

第2章 アメリカ合衆国の最低賃金制度

1 はじめに

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）では公正労働基準法に基づく連邦最低賃金制度と各州法に基づく州別最低賃金制度がある。額の決定・改定について、連邦最低賃金は、議会での額等を定める法律の制定による決定で、州別最低賃金は、同様に州議会で州法を制定する州や委員会（審議会）によって決定する州があり州ごとに様々である。

2 連邦最低賃金制度

連邦最低賃金は1938年に制定された公正労働基準法により時間当たり0.25ドルに設定された。当時、公正労働基準法は自ら州際通商または州際通商のための商品の生産に従事する被用者のみに適用され、多くの適用除外業種があった¹。その後、金額の引き上げ、適用範囲の拡大が行われ、現行（2008年3月31日現在）の連邦最低賃金額は5.85ドルとなり、2007年7月24日から実施されている。2008年7月24日には、6.55ドルへ、2009年7月24日には、7.25ドルに引き上げられる予定である。

(1) 目的

公正労働基準法制定の当初の目的は、極端な低賃金からくる生活難の排除であったとされる²。

1938年に創設される連邦最低賃金制度は、それ以前の1910年代から各州で設定された州別最低賃金制度の影響を受けている。当時、最下層、特に女子労働者が窮迫した生活状態にあり、これが世論を刺激し社会運動がおこったことによって州別最低賃金の議論が盛んになった。その後、1929年の金融恐慌をきっかけとして労働者の賃金は60%下落したとも言われている。1933年に就任したルーズベルト大統領は失業対策、労働条件の規制を政策に掲げて、ニューディール政策に着手した。連邦最低賃金制度の創設はこのような流れのなかにあった。

Nordlund (1997) は、最低賃金について、州法が女性と児童の苦汁労働対策として成立したのに対して、連邦法は成人男性も規制の対象に加えた上での景気対策を目的としたと述べている。

(2) 根拠法

公正労働基準法に規定されている。

額については、第6条第(a)(1)に規定し、適用対象については第3条と第13条で規定している。

¹ 中窪 (1995) p21

² 労働省労働基準局賃金部 (1957)

2007年の改正前の条文内容は1997年9月1日から5.15ドルを下回らないようにすることが規定されている³。

2007年7月24日の引き上げは、「2007年米軍整備、退役軍人支援、カトリナ復興支援、イラク責任予算法 (U. S. Troop Readiness, Veterans' Care, Katrina Recovery, and Iraq Accountability Appropriations Act, 2007)」のタイトル8「公正な最低賃金と税の救済 (FAIR MINIMUM WAGE AND TAX RELIEF) の中の、サブタイトルA「公正な最低賃金」8102条 (SEC. 8102. MINIMUM WAGE) に規定されている。

2007年5月25日に大統領が承認することによって成立し、法案成立後60日以内に実施されるとされており、7月24日に実際に引き上げが行われた。同条項の(a)には「1938年公正労働基準法6条(a)(1)を次のように改正する。2007年公正労働基準法発効後60日をもって時間当たり賃金を5.85ドルとする。発効後60日から12か月後に6.55ドルとする。発効後60日から24か月後に7.25ドルとする⁴」と規定されている。

(3) 連邦最低賃金額の決定・改定方法

アメリカの連邦最低賃金は、連邦議会に最低賃金改定案が提出され、上下院での審議の結果、改定が承認され、大統領が承認のサインをすることによって改定が認められる。

2007年の引き上げと2008年と2009年に予定されている引き上げは、「2007年米軍整備、退役軍人支援、カトリナ復興支援、イラク責任予算法」の8102条において、1938年公正労働基準法の規定を改訂する形で行われた⁵。

連邦最低賃金は、日本の最低賃金のように、毎年引き上げが定期的に検討されるわけではない。

2007年の最低賃金引き上げについて、当初民主党が提案した法案では最低賃金の引き上げだけを対象とするものであった。その後、企業寄りの議員から、最低賃金引き上げによる負担が懸念される中小企業の支援策を伴うものにすべきという見解が寄せられ、中小企業を対象とした減税策を抱き合わせにした法案に修正された上で審議されることとなった経緯がある。

³ 出所：コーネル大学ロースクールホームページ

(http://128.253.22.246/uscode/uscode29/usc_sec_29_00000206----000-.html：)

⁴ 出所：議会図書館ホームページ (<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:H.R.2206>：)

(<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D?c110:7:./temp/~c1105KFHbh:>：)

(<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?c110:6:./temp/~c1105KFHbh:e216168>：)

⁵ 出所：議会図書館ホームページ

(<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?c110:1:./temp/~c110XqkNx9:e198311>：)

(<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D?c110:1:./temp/~c110XqkNx9:>：)

(4) 連邦最低賃金の決定基準

Nordlund (1997) は「最低賃金とは所詮は賃金構造の下限設定にすぎず、その直接的な影響は小さい。それは経済的ステートメントというより政治的ステートメントであって、いいかえれば、競争市場のもたらす低賃金に対して国家のリーダーがどのような価値観と態度をもっているかを示すステートメントに他ならない」と述べている。

州別の最低賃金ではインフレなどを調査した結果が最低賃金改定に反映されるという州もあるが、連邦レベルではそのような改定をおこなわれてはいない。また、引上げの算定基準が明確にあるわけではない。

現地調査での聞き取りの結果からも、引上げ金額の水準は経済的な合理性の視点よりも、政治的な駆け引きによって決められる公算が大きいとの発言が聞かれた。

例えば、1938年の最賃制度創設当初は1時間当たり25セントに設定されたが、この際には以下のような経緯があったとされる。

藤本(1961)によれば、最初の原案では時間当たり40セントという水準が示されたが、議会での審議の過程で経過的に段階をつけて最低賃金が決められることとなった。創設当初の水準を25セントとし、次の6年間は30セント、満7年を経過した後に40セントとすることになった。なお、40セントという水準は別にはっきりした根拠があって決められたものではないとする。当時の時間当たり平均賃金が62.4セントであったので、だいたい3分の2の水準であった。

(5) 適用範囲

連邦最低賃金は、まず、州を越えた事業活動を行うか、州を越えて流通する商品を製造する企業に雇用されている労働者に適用される（公正労働基準法第3条（b））。これは、連邦憲法第1条第8節に規定された連邦政府が果たす役割の範囲と密接に関係する。すなわち、アメリカの連邦制度において、各州が主権を持ち、連邦政府は国防や通貨発行、外交や外国貿易、州際通商の規制などの一部に関してのみ役割を果たすことができるという規定に基づいている。

また、年商50万ドル以上の企業に雇用されている労働者にも適用される（公正労働基準法第3条（s）（1）（ii））。

これらは、いずれかの要件を満たせば適用される。例えば、事業規模が年商50万ドル以下の企業でも、当該企業が州を越えた事業活動を行うか、州を越えて流通する商品の製造を行っている場合には、雇用される労働者は適用を受けることになる⁶。

また、事業規模にかかわらず、病院、身体障害者のため施設や心身に障害の児童のための学校に雇用されている労働者、幼稚園、小学校、中学校、高等教育機関、連邦政府または州、

⁶ 出所：連邦労働省ホームページ（<http://www.dol.gov/compliance/guide/minwage.htm>）

市、郡の職員であれば適用を受けることになる。

さらに、送り迎えをする運転手、調理、フルタイムのベビーシッターのような家事労働者について、以下の条件に適合すれば最低賃金が適用される。単一の雇用主から年に少なくとも1500ドル以上を現金で受け取っている場合、または単一又は複数の雇用主の下で週に8時間以上就労している場合には、適用を受けることになる⁷。

（関連する規定として公正労働基準法6条(f) 家庭内サービスに従事する被用者に関する規定がある）。

(6) 適用除外

一方、以下の労働者は最低賃金の規定の適用除外となる⁸。

ア 幹部社員 (Executive)、管理職 (administrative)、専門職 (professional employees)。ただし、専門職には小学校、中学校における教師と学問的・管理的職員 (teachers and academic administrative personnel in elementary and secondary schools) も含まれる。また、外勤販売員 (outside sales employees) もこれに含まれる (公正労働基準法第13条(a)(1))。

イ 季節的娯楽施設、教育施設に雇用されている労働者 (Employees of certain seasonal amusement or recreational establishments) (公正労働基準法第13条(a)(3))

ウ 小規模の新聞社に雇用されている労働者 (Employees of certain small newspapers and switchboard operators of small telephone companies) (公正労働基準法第13条(a)(8))

エ 外国籍船に雇用される船員 (Seamen employed on foreign vessels)

(公正労働基準法第13条(a)(12))

オ 漁業に携わる労働者 (Employees engaged in fishing operations) (公正労働基準法第13条(a)(5))

カ 新聞配達に従事する労働者 (Employees engaged in newspaper delivery)

(公正労働基準法第13条(d))

キ 小規模農家に雇われる農業労働者 (Farm workers employed on small farms)

(公正労働基準法第13条(a)(5)および(6))

ク 臨時雇いのベビーシッター、高齢者や病弱者の手伝いとして雇われた者 (Casual babysitters and persons employed as companions to the elderly or infirm)

(公正労働基準法第13条(a)(15))

ケ 特定の技能を有するコンピューター専門職 (certain skilled computer professionals)

(公正労働基準法第13条(a)(17))

⁷ 出所: Employment Law Guide, Chapter: Minimum Wage and Overtime Pay

(<http://www.dol.gov/compliance/guide/minwage.htm#who>)

⁸ 出所: 連邦労働省のホームページ (<http://www.dol.gov/elaws/esa/flsa/screen75.asp>)

適用範囲は1938年の公正労働基準法の制定以来、拡大していった歴史的経緯がある。詳細については、本節（10）「連邦最低賃金制度の歴史」を参照。

（7）減額対象

ア チップ労働者

定期的に月30ドル以上のチップを得る職業に従事する労働者（公正労働基準法第3条（t））に対して、雇用主は1時間当たり2.13ドル⁹以上の賃金で雇用することが可能である。ただし、2.13ドルにチップによる収入を加算した額が通常の最低賃金に満たない場合には、事業主は差額を補填しなければならない¹⁰。

イ 10代の労働者

20歳未満の労働者を新規採用した場合には、事業主は最初の90日間は1時間当たり4.25ドル以上の賃金で雇用することが可能である（公正労働基準法6条（g）項（1））。

ただし、上記のような減額対象の労働者を雇用するために、すでに雇用している従業員を解雇してはならない（公正労働基準法6条（g）項（2））。

当該90日間に20歳に達した場合は、その時から正規の最低賃金を支払わなければならない（公正労働基準法6条（g）項（4））。

ウ 学生¹¹

（ア）常勤学生プログラム

小売・サービス店で就労し大学に通学する常勤学生ないしは農業に従事し通学する常勤学生を雇用しようとする事業主は、労働長官が発行する証明書を受けることにより、通常の最低賃金の85%以上の賃金を支払うことで雇用することが可能である。証明書には常勤学生の勤務時間に関する制約が記載されている。学生には1日8時間までの就業時間の制約があり、授業が開講されている期間は、週20時間までの就労が可能である。また、授業が開講されていない期間は、週40時間までの就労が認められている。学生が卒業ないし退学した場合には、通常の最低賃金以上を支払わなければならない。なお、当然のことながら、事業主は児童労働法を順守しなければならない（公正労働基準法14条（b）（1）（A））。

⁹ 2.13ドルは1991年に改訂された4.26ドルの半額であり、1996年に5.15ドルに引き上げられた際、2.13ドルに関する条項はそのまま据え置かれた。2007年の改訂後も規定が変更されていないようである。

¹⁰ 出所：Employment Law Guide, Chapter: Minimum Wage and Overtime Pay
(<http://www.dol.gov/esa/whd/regs/compliance/whdfs15.pdf>)

¹¹ 出所：コーネル大学ロースクールホームページ
(http://128.253.22.246/uscode/uscode29/usc_sec_29_00000214----000-.html)
連邦労働省ホームページ：Questions and Answers About the Minimum Wage
(<http://www.dol.gov/esa/minwage/q-a.htm#full>)

(イ) 学生プログラム

16歳以上の学生を雇用しようとする事業主は、労働長官が発行する証明書を受けることにより、通常の最低賃金の75%以上の賃金を支払うことで雇用することが可能である。ただし、学生が高校で職業教育を学んでいることが必要である¹²。

エ 障害者¹³

身体および精神障害者の雇用に関しては、労働長官が発行する証明書に従って最低賃金を減じた額を支払うことが可能である。

(公正労働基準法14条(c))

(8) 適用者数・適用除外者数

少々古いデータではあるが、1999年時点での給与労働者のうち、最低賃金の適用者数と適用除外者数について下記の表1のとおりである。1989年当時のデータが岡崎（1996）に示されている（表2）が、その特徴に大きな変化は認められない。分類区分が一部異なるので単純に比較できない面もあるが、表中の括弧内の番号が2つの表に共通する区分を示している。1989年と1999年で共通している点は、総計での適用除外労働者割合が1989年は28.68%、1999年は28.50%であり、また、建設業、商業、サービス業、政府についてほぼ同じ割合で変わらない。一方、農林水産で大きく異なることや、1999年のデータに区分があった家事労働者が大きな割合を占めていることが指摘できる。

表1：最低賃金規定の適用と適用除外（1999年）

	給与労働者	(1)最賃規定 適用	(2)管理職等	(3)外勤 販売員	連邦最低 賃金規定の 適用除外	(4)最賃適用 除外合計	(5)適用除外 の割合
合計	118,965	85,059	23,830	1,705	8,372	33,907	28.50
農林水産	1,754	1,205	92	4	453	549	31.30
鉱業	531	407	119	2	4	125	23.54
建設業	6,230	5,594	546	17	74	637	10.22
製造業	19,323	15,497	3,515	203	108	3,826	19.80
運輸公益業	7,317	5,981	1,208	85	42	1,335	18.25
商業	4,573	3,468	813	271	21	1,105	24.16
小売	20,098	16,580	1,533	264	1,721	3,518	17.50
金融不動産業	7,588	4,504	2,118	706	259	3,083	40.63
サービス業	31,675	19,504	6,911	138	5,122	12,171	38.42
家事労働者	938	435	6	0	498	504	53.73
連邦政府	3,264	2,414	840	3	7	850	26.04
州・地方政府	15,674	9,470	6,129	12	63	6,204	39.58

出所：Alexis M. Herman et.al. (2001)より作成

¹² 出所：連邦労働省ホームページ (<http://www.dol.gov/esa/minwage/q-a.htm#learn>)

¹³ 出所：連邦労働省ホームページ (<http://www.dol.gov/esa/whd/regs/compliance/whdfs39.pdf>)

表 2：最低賃金規定の適用と適用除外（1989 年）

	(1) 最賃適用	(2) 管理職等	(3) 外勤販売員	その他	(4) 適用除外 合計	(5) 適用除外の 割合
合計	81,115	21,350	2,903	8,361	32,614	28.68
農林水産	645	92	0	1,035	1,127	63.60
鉱業	642	93	0	4	97	13.13
建設業	5,022	563	5	17	585	10.43
製造業	16,941	2,299	399	82	2,780	14.10
運輸公益業	5,068	655	7	25	687	11.94
商業	19,873	2,866	1,244	2,010	6,120	23.54
金融不動産業	4,449	993	1,194	225	2,412	35.16
サービス業	17,565	6,541	54	4,963	11,558	39.69
政府	10,910	7,248	0	0	7,248	39.92

出所：岡崎（1996）より作成

最賃適用労働者の割合の推移を 1938 年から 1996 年まで示したものが下記の表 3 である（Ehrenberg et. al（2000））。

表 3：最低賃金適用労働者の割合の推移（1938 年～1996 年）

発効日	適用労働者の割合（％）
1938 年 10 月 24 日	43.4
1939 年 10 月 24 日	47.1
1945 年 10 月 24 日	55.4
1950 年 1 月 25 日	53.4
1956 年 3 月 1 日	53.1
1961 年 9 月 3 日	62.1
1963 年 9 月 3 日	62.1
1964 年 9 月 3 日	62.6
1967 年 2 月 1 日	75.3
1968 年 2 月 1 日	72.6
1969 年 2 月 1 日	78.2
1970 年 2 月 1 日	78.5
1971 年 2 月 1 日	78.4
1974 年 5 月 1 日	83.7
1975 年 1 月 1 日	83.3
1990 年 4 月 1 日	88.6
1996 年 10 月 1 日	89.5

注：Ehrenberg et. al より作成

（9） 罰則規定

連邦最低賃金制度違反の罰則については、繰り返さないし故意に連邦最低賃金に違反する事業主に対して 1 案件ごとに 1000 ドルの罰金が科される¹⁴。

（10） 連邦最低賃金制度の歴史

ア 最賃額引き上げの推移

1938 年から 2009 年に予定される最低賃金引き上げの推移を示したものが下記の表 4 である。

¹⁴ 出所：連邦労働省ホームページ（<http://www.dol.gov/compliance/guide/minwage.htm>）

表 4：連邦最低賃金引き上げの歴史的経緯（単位：ドル）

発効日	1938 年施行法	1961 年改正	1966 年以降の改正	
			農場以外	農場
1938 年 10 月 24 日	0.25			
1939 年 10 月 24 日	0.30			
1945 年 10 月 24 日	0.40			
1950 年 1 月 25 日	0.75			
1956 年 3 月 1 日	1.00			
1961 年 9 月 3 日	1.15	1.00		
1963 年 9 月 3 日	1.25			
1964 年 9 月 3 日		1.15		
1965 年 9 月 3 日		1.25		
1967 年 2 月 1 日	1.40	1.40	1.00	1.00
1968 年 2 月 1 日	1.60	1.60	1.15	1.15
1969 年 2 月 1 日			1.30	1.30
1970 年 2 月 1 日			1.45	
1971 年 2 月 1 日			1.60	
1974 年 5 月 1 日	2.00	2.00	1.90	1.60
1975 年 1 月 1 日	2.10	2.10	2.00	1.80
1976 年 1 月 1 日	2.30	2.30	2.20	2.00
1977 年 1 月 1 日			2.30	2.20
1978 年 1 月 1 日	2.65 （以下、全ての労働者を対象）			
1979 年 1 月 1 日			2.90	
1980 年 1 月 1 日			3.10	
1981 年 1 月 1 日			3.35	
1990 年 4 月 1 日			3.80	
1991 年 4 月 1 日			4.25	
1996 年 10 月 1 日			4.75	
1997 年 9 月 1 日			5.15	
2007 年 7 月 24 日			5.85	
2008 年 7 月 24 日			6.55	
2009 年 7 月 24 日			7.25	

注：連邦労働省のホームページより作成

(<http://www.dol.gov/esa/minwage/chart.htm>)

イ 適用範囲の拡大

(ア) 1938 年の公正労働基準法の制定

州際取引や州際取引のための物品の生産に従事している被用者に適用された。藤本（1961）によれば、当初の適用範囲は限定的であり、小売、サービス業、漁業、小規模地方電話交換、小規模週刊紙、地方のバス・市街電車、海員、鉄道、トラック、航空、農業、季節的産業が適用除外とされた。

(イ) 1961 年の改正

地方の運送業、建設業、ガソリンスタンドの従業員と同様に、大規模小売・サービス企業の被用者にも適用範囲が拡大された。年間売上高 100 万ドルを超える小売企業の従業員が適用対象となった。

(ウ) 1966 年以降の改正

病院、療養院、学校に勤務する州および地方公務員、クリーニング業、大規模ホテル、モーター、レストラン、農場に適用範囲が拡充された。それに続く改正により、1966 年の改正で保護されなかった残りの連邦、州、地方公務員、前回免除された小売・サービス業労働者、

そして家計で雇用されるアメリカ国籍をもつ労働者にまで適用範囲が広げられた¹⁵。年間売上高 50 万ドル以上の企業に勤務する労働者が適用対象となった。

(エ) 1989 年の改正

年間売上高の下限が一本化され、卸売業であるか否かを問わず年間売上高 50 万ドル以上の企業に勤務する労働者が適用対象となった。

(オ) 1997 年の改正

20 歳未満の新規雇用者に対して採用から 90 日間に適用される、準最低賃金（4.25 ドル）が設定された。

3 最低賃金の状況

(1) 最賃以下労働者の割合および未満率

時間給労働者のうち最低賃金以下の水準で就労する労働者の数を示したものが表 5 である。

表 5：時間給労働者に対する最賃水準以下で就労する労働者数（2007 年）

時間給労働者数	75,873
最賃以下の労働者数	1,729
農業および関連産業	9
建設	34
製造業	38
卸売・小売	151
輸送・運輸	18
情報	19
金融	24
専門・ビジネスサービス	43
教育・健康サービス	144
娯楽	1,059
その他サービス	80
公共部門	111

出所：労働統計局資料より作成

(<http://stats.bls.gov/cps/minwage2007tbls.htm#5>)

また、表 6 と表 7 に示したのが性別、人種別、雇用形態別の最低賃金以下で就労する労働者の特徴である。

表 6 からわかることは、まず、時間給労働者全般の女性比率よりも最賃以下で就労する時

¹⁵ ちなみに石原（1981）によると、1976 年の改正により政府従業員（500 万人）、家事労働者（150 万人）、サービス労働者（50 万人）が適用対象となった。

間給労働者の女性比率の方が高いということである。白人に関して、時間給労働者の男女比はほぼ半々であるのに対して、最賃以下で就労する時間給女性労働者は66％を占める。黒人系、アフリカ系住民に関しては前者が55％であるのに対して後者は76％、アジア系では53％に対して72％である。

表7からわかることは、フルタイム労働者とパートタイム労働者を比較した場合にパートタイム労働者の方が女性の占める割合が大きく、フルタイム、パートタイムとも、全般的な時間給女性労働者よりも、最賃以下で就労する女性労働者の方が占める割合が大きくなっている。

表 6：人種別比較

■時間給労働者全般

	白人系	黒人系、 アフリカ系	アジア系	ヒスパニック系、 ラテン系
男性数	30,944	4,482	1,260	7,796
女性数	30,117	5,483	1,469	5,372
男性比率（％）	50.68	44.98	46.15	59.20
女性比率（％）	49.32	55.02	53.81	40.80

■最賃以下で就労する労働者

	白人系	黒人系、 アフリカ系	アジア系	ヒスパニック系、 ラテン系
合計（千人）	1,420	205	51	246
男性数	471	49	14	114
女性数	949	156	37	132
男性比率（％）	33.17	23.90	27.45	46.34
女性比率（％）	66.83	76.10	72.55	53.66

出所：労働統計局資料より作成
(<http://stats.bls.gov/cps/minwage2007tbls.htm#5>)

表 7：フルタイム労働者とパートタイム労働者の比較

■時間給労働者全般

	フルタイム労働者	パートタイム労働者
合計（千人）	57,745	17,997
男性数	32,003	5,721
女性数	25,743	12,276
男性比率（％）	55.42	31.79
女性比率（％）	44.58	68.21

■最賃以下で就労する労働者

	フルタイム労働者	パートタイム労働者
合計（千人）	752	971
男性数	283	260
女性数	469	711
男性比率（％）	37.63	26.78
女性比率（％）	62.37	73.22

出所：労働統計局資料より作成
(<http://stats.bls.gov/cps/minwage2007tbls.htm#5>)

表8で示したものが州別（地域別）の連邦最低賃金以下の労働者の分布である。

表 8：州別の連邦最賃以下労働者の特徴

	時間給労働者	最賃以下の労働者数	最賃者の比率 (A) (%)	全米人口に 対する割合 (B) (%)	(A)-(B)
全米	75873	1729			
(最賃以下の労働者が多い州)					
アラバマ	1132	37	3.27	1.54	1.73
アーカンソー	677	17	2.51	0.94	1.57
デラウェア	234	5	2.14	0.28	1.85
ワシントン DC	109	3	2.75	0.19	2.56
アイダホ	424	12	2.83	0.49	2.34
カンザス	796	25	3.14	0.92	2.22
ルイジアナ	937	40	4.27	1.43	2.84
ミシシッピ	691	31	4.49	0.97	3.51
ネブラスカ	553	17	3.07	0.59	2.48
サウスカロライナ	1178	47	3.99	1.44	2.55
サウスダコタ	241	6	2.49	0.26	2.23
ヴァーモント	181	4	2.21	0.21	2.00
ウェストヴァージニア	478	16	3.35	0.61	2.74
ワイオミング	164	4	2.44	0.17	2.27
(最賃以下の労働者が少ない州)					
カリフォルニア	8785	74	0.84	12.18	-11.33
フロリダ	4261	114	2.68	6.04	-3.37
イリノイ	3335	74	2.22	4.29	-2.07
ニューヨーク	4078	88	2.16	6.45	-4.29
ペンシルバニア	3434	69	2.01	4.16	-2.15
テキサス	5585	221	3.96	7.85	-3.89

出所：労働統計局資料などより作成
(<http://stats.bls.gov/cps/minwage2007tbls.htm#5>)

更に、表9に示したのが最低賃金以下で就労する労働者の人数と割合について1979年以來の推移を示したものである。

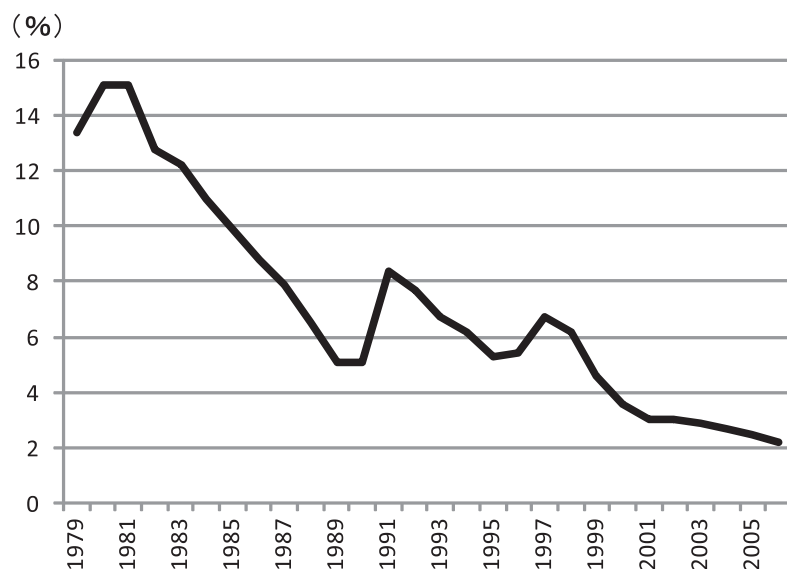
表 9：連邦最賃以下の労働者数の推移

	給与 労働者数	時間給 労働者数 (A)	最賃未満 (B)	最賃と 同水準 (C)	最賃以下 (合計) (D=B+C)	最賃以下の割合 (E=D/A×100)
1979	87,529	51,721	2,916	3,997	6,912	13.4
1980	87,644	51,335	3,087	4,686	7,773	15.1
1981	88,516	51,869	3,513	4,311	7,824	15.1
1982	87,368	50,846	2,348	4,148	6,496	12.8
1983	88,290	51,820	2,077	4,261	6,338	12.2
1984	92,194	54,143	1,838	4,125	5,963	11
1985	94,521	55,762	1,639	3,899	5,538	9.9
1986	96,903	57,529	1,599	3,461	5,060	8.8
1987	99,303	59,552	1,468	3,229	4,698	7.9
1988	101,407	60,878	1,319	2,608	3,927	6.5
1989	103,480	62,389	1,372	1,790	3,162	5.1
1990	104,876	63,172	2,132	1,096	3,228	5.1
1991	103,723	62,627	2,377	2,906	5,283	8.4
1992	104,668	63,610	1,939	2,982	4,921	7.7
1993	106,101	64,274	1,707	2,625	4,332	6.7
1994	107,989	66,549	1,995	2,132	4,128	6.2
1995	110,038	68,354	1,699	1,956	3,656	5.3
1996	111,960	69,255	1,863	1,861	3,724	5.4
1997	114,533	70,735	2,990	1,764	4,754	6.7
1998	116,730	71,440	2,834	1,593	4,427	6.2
1999	118,963	72,306	2,194	1,146	3,340	4.6
2000	122,089	73,496	1,752	898	2,650	3.6
2001	122,229	73,392	1,518	656	2,174	3
2002	121,826	72,508	1,579	567	2,146	3
2003	122,358	72,946	1,555	545	2,100	2.9
2004	123,554	73,939	1,483	520	2,003	2.7
2005	125,889	75,609	1,403	479	1,882	2.5
2006	128,237	76,514	1,283	409	1,692	2.2

出所：連邦労働省ホームページ「最賃労働者の特徴」表10より筆者が作成
(<http://stats.bls.gov/cps/minwage2006tbls.htm>)

表9中の最も右の欄に記載した最賃以下の割合の推移をグラフ化したものが次の図1である。2006年には最も低い水準を更新していることがわかる。

図1：最賃以下の労働者の推移（％）（1979～2006年）



出所：連邦労働省ホームページ「最賃労働者の特徴」表10より筆者が作成

(2) 影響率

連邦最低賃金が1時間5.15ドルであった当時、2006年に民間シンクタンクである経済政策研究所（Economic Policy Institute=EPI）が推計した影響率が以下の通りである¹⁶。

7.25ドルに引き上げられた場合の効果について、直接的な影響を532万9000人（全労働者の4.1％）と推計している。州別でみた場合、影響を受ける労働者数が最も多いのがオハイオ州で33万人（6.6％）、全労働者に占める割合が最も大きいのがルイジアナ州で27万人（14.2％）である。

さらに、間接的な影響を含めた推計¹⁷では、全米で1245万4000人（9.6％）、最も影響を受ける労働者数が多いのがテキサス州で177万人（17.5％）、全労働者に対する割合が大きいのがカンザス州で24万人（19.1％）である。

¹⁶ 出所：EPI 推計（<http://www.epi.org/issueguides/minwage/table3.pdf>）

同研究所によると、ここでの影響率とは引き上げ予定となっている7.25ドル以下で就労する労働者を推計して算出している。

¹⁷ 同研究所によると、最賃引き上げは引き上げ予定額未満で就労する労働者のほかに、それより若干高い賃金水準にある者も波及効果として従来よりも多くの賃金を得るようになるとして、その割合を推計して算出している。

(3) 最低賃金の平均賃金等に対する割合

最低賃金の水準が平均賃金額に占める割合は次のとおりである¹⁸。この期間の最低賃金額は1時間当たり 5.15 ドルで変化はなかった。

平均賃金額（時間）	最賃の割合
17.18 ドル（2002 年 7 月）	30.0%
17.75 ドル（2003 年 7 月）	29.0%
18.09 ドル（2004 年 7 月）	28.8%
19.29 ドル（2006 年 6 月）	26.7%

Ehrenberg ほか（2000）は、1938 年以來の最低賃金引き上げによって平均賃金に対する割合がどのように変化してきたかを示している。表 10 は Ehrenberg ほか（2000）に基づき、製造業の平均賃金に対する割合を示したものである。

表 10：最低賃金の平均賃金に対する割合の推移（1938 年～1997 年）

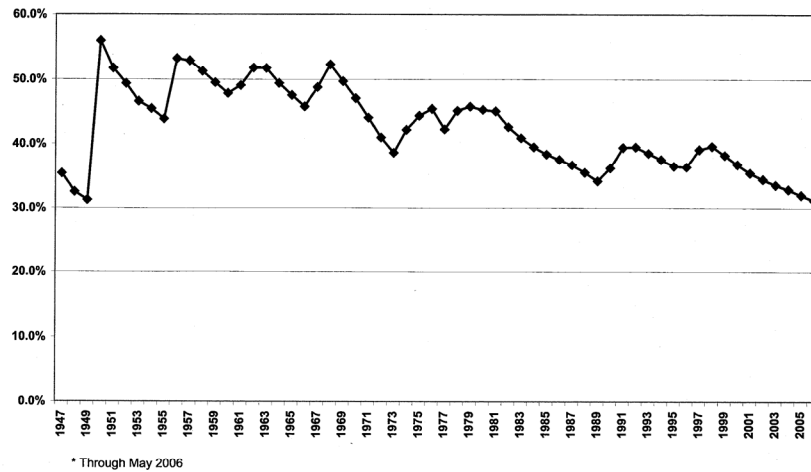
発効日	製造業の平均賃金に対する最賃の割合（%）	
	引上げ前	引上げ後
1938 年 10 月 24 日	—	40.3
1939 年 10 月 24 日	39.8	47.8
1945 年 10 月 24 日	29.5	39.4
1950 年 1 月 25 日	27.8	52.1
1956 年 3 月 1 日	38.5	51.2
1961 年 9 月 3 日	43.1	49.5
1963 年 9 月 3 日	46.7	50.8
1967 年 2 月 1 日	44.1	49.4
1968 年 2 月 1 日	46.5	53.1
1974 年 5 月 1 日	36.3	45.4
1975 年 1 月 1 日	42.3	44.5
1976 年 1 月 1 日	41.0	44.9
1978 年 1 月 1 日	43.0	48.0
1979 年 1 月 1 日	40.2	44.0
1980 年 1 月 1 日	41.7	44.5
1981 年 1 月 1 日	40.3	43.5
1990 年 4 月 1 日	32.9	37.3
1991 年 4 月 1 日	34.2	38.2
1996 年 10 月 1 日	33.3	37.2
1997 年 9 月 1 日	36.1	39.1

注：Ehrenberg et. al より作成

平均賃金に対する最低賃金の割合の推移については経済政策研究所によるものもあり、下記の図 2 に示した。

¹⁸ 出所：労働統計局ホームページ（2002 年：<http://stats.bls.gov/ncs/ocs/sp/ncbl0539.pdf>）
（2003 年：<http://stats.bls.gov/ncs/ocs/sp/ncbl0635.pdf>）
（2004 年：<http://stats.bls.gov/ncs/ocs/sp/ncbl0727.pdf>）
（2006 年：http://stats.bls.gov/ncs/ncswage.htm#Wage_Tables）

図 2：平均賃金に対する最低賃金の割合の推移（1947 年～2006 年）



出所：経済政策研究所

4 2007年の引き上げ

(1) 2007年の引き上げに至るまでの議論

本節では網羅的ではないが、2007年の最賃の引き上げに至るまでの議論を時系列に振り返りまとめておく。

1997年に4.25から5.15ドルへ引き上げが行われた後、1998年1月の議会で6.65ドルへの引き上げに関する議論がなされている。主な発言者は、民主党・ミシガン州選出・ボニアー下院議員や民主党・マサチューセッツ州選出・エドワード・ケネディ上院議員である。このとき、1968年当時の購買力と比較すれば、最低賃金は7.33ドルが妥当であるという見解が述べられている。ちなみに、1968年の水準とは過去の最賃額の水準を現在価値に換算した場合に、最も高い水準になる時期である。最低賃金の実質現在価値の推移に関しては図3を参照。

1998年9月から2000年までの間は、2年間で6.15ドルに引き上げることにについて、ケネディ上院議員やクリントン大統領によって展開されている。

1999年の大統領経済白書において、クリントン大統領は今後2年間で1ドルの最賃引き上げを行う意向を示した。これを受けて民主党から公正最低賃金法案が提出され、一方で共和党や一部民主党議員も加わった超党派による対案がだされ、白熱した議論が交わされたが、成立には至らなかった¹⁹。

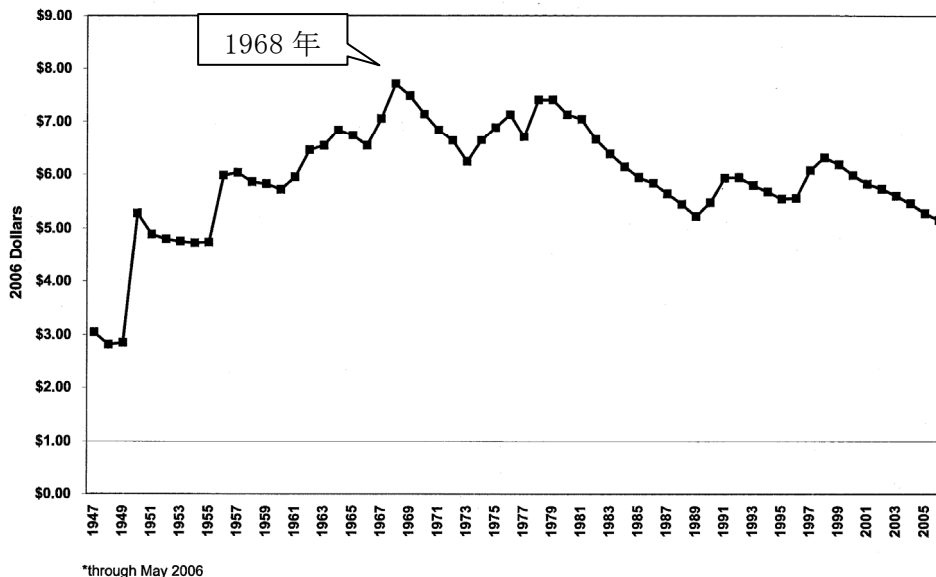
2001年2月にケネディ上院議員から、1968年当時の購買力と同水準にするためには8.05ドルすべきであるという発言がなされている。

2001年8月には再び6.65ドル引き上げることにについて議論され、2002年1月には、今後2年

¹⁹ 相吉（2000）

間で6.65ドルへ引き上げることについて具体的に議論されたが、実現には至らなかった。
2006年以降になって、7.25ドルへ引き上げることについて議論されるようになった。

図3：最低賃金の実質現在価値の推移（1950年～2006年）



出所：経済政策研究所

(2) 中小企業向け減税策

ア 減税策の概要

2007年5月に決定された最低賃金の引き上げでは、抱き合わせ策として中小企業向けの減税が行われることになった。その具体的な減税内容は、次の2点である。

- 新規購入の損金算入枠拡大
- チップ労働者の社会保障税（労使負担）一部免除

イ 減税策の根拠法

中小企業向け減税策は「2007年米軍整備、退役軍人支援、カトリナ復興支援、イラク責任予算法」のタイトル8、サブタイトルB「小企業向け税優遇」（Small Business Tax Incentives）として、8201条以下で規定されている²⁰。

ウ 減税策の具体的な内容

(ア) 損金算入枠の拡大

「内国歳入法典（Internal Revenue Code）セクション179」に規定される、新規購入の損

²⁰ 出所：議会図書館ホームページ

(<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?c110:6:./temp/~c1105KFHbh:e216168:>)

金算入枠の拡大である。すなわち、50万ドル以下の新規購入に関しては、12万5000ドルまでの損金算入を認めることとされた。(改正前は、45万ドルの新規購入に関して、11万2000ドルの損金算入を認めていた。

なお、50万ドルを超える購入に関しては、損金算入額が減少していくものとなっている。2011年までの措置であり、それ以降は損金算入枠は2002年当時と同じ2万5000ドルまで縮小される。

(2007年米軍整備、退役軍人支援、カトリーナ復興支援、イラク責任予算法、第8212条)

(イ) チップ労働者の社会保障税の特例^{21 22}

内国歳入法典第45条Bに規定される、チップ労働者を対象とした社会保障税 (Social Security Tax=年金とメディケアにかかる税) に関する特例である。今回の最低賃金引き上げで事業主からの給与が引き上げられるが、チップ収入に関する規定は従来のものであるため課税される社会保障税については据え置かれるというもの。なお、レストランの労働者にのみ認められた特例である。

(2007年米軍整備、退役軍人支援、カトリーナ復興支援、イラク責任予算法、第8213条)

エ 減税額の予定 (2007年から2017年)

2007年から2017年までの期間で総額48億ドルの減税になるとされているが、各年の減税規模は次の表11のとおりである。

表 11：中小企業向け減税策の年度別内訳

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012
内国歳入法典 179 関連	-140	-229	-157	-3100	-1832	1955
社会保障税関連	-3	-12	-27	-41	-49	-53
その他	-28	-340	-708	-891	-850	-563
合計	-171	-581	-892	-4032	-2731	1339

年	2013	2014	2015	2016	2017	2007-17
内国歳入法典 179 関連	1242	896	680	410	207	-2571
社会保障税関連	-54	-54	-54	-55	-55	-68
その他	-280	-200	-167	-151	-150	-2205
合計	908	642	459	204	2	-4844

出所：連邦議会下院の資料より作成²³

²¹ 出所：内国歳入庁ホームページ

(<http://www.irs.gov/businesses/small/industries/article/0,,id=98463,00.html>)

²² 出所：コーネル大学ロースクールホームページ

(http://www.law.cornell.edu/uscode/26/usc_sec_26_00000045---B000-.html)

²³ 出所：連邦下院ホームページ (<http://www.house.gov/jct/x-30-07.pdf>)

オ 決定までの議論

(7) 下院案と上院案

減税の規模は最終的に48億ドルと決定されたが、経済的な根拠があって決定されたというよりも、政治的な駆け引きによる色合いが強いとされている。

上院において2007年2月1日、83億ドルの中小企業向け減税策を含む最賃引き上げ法案を可決、下院において2月16日13億ドルの中小企業向け減税策を可決。上下院の調整がはかられ、4月23日に48億ドルとすることで合意。48億ドルというのは83億ドルと13億ドルを合計して2で割った金額であるとも指摘されている。

(イ) 関係諸組織による発言、ロビー活動

決定過程で中小企業連盟やレストラン協会の発言が目立った。例えば、2007年2月26日、中小企業連合（National Federation of Independent Business）のダン・ダナー副会長は、中小零細企業としては連邦最賃引き上げに反対であるとした上で、減税策については内国歳入法典179条項に関する措置が最重要であると述べた。さらに2010年までの措置としていた上院案に対してさらに延長すべきであると述べている²⁴。

(ウ) 並行して議論されたその他の抱き合わせ案

最賃の抱き合わせ策として、後払い報酬課税強化（deferred compensationという制度）も並行して検討された。後払い報酬課税とは、①役員報酬の一部を特別口座に拠出することを可能とし、②拠出段階、運用段階では非課税、③退職時に特別口座から引き出した時点で課税とするものである。企業の経営層にとって不利になる内容を含んでいたため、米国商工会議所が反対し先送りとなった。

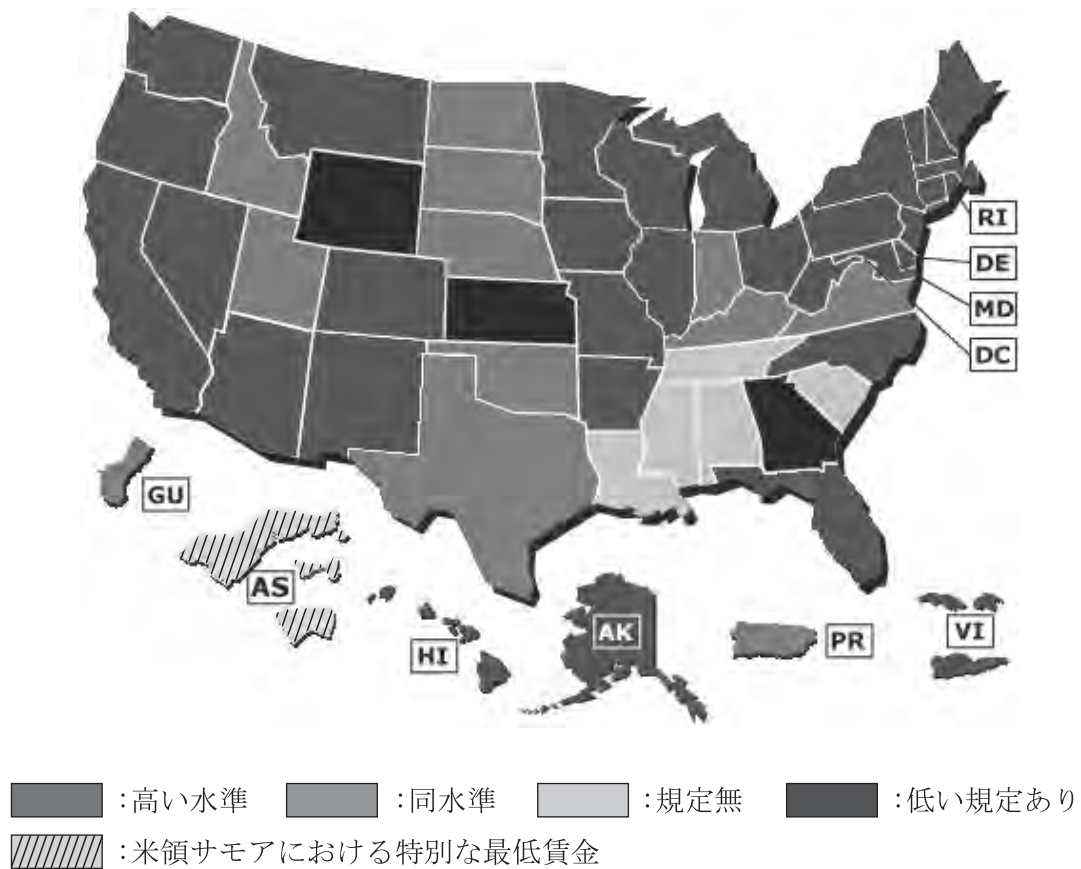
5. 州別最低賃金の概要

(1) 現況

2008年4月現在の州別最低賃金の概要は下記のとおりである。

²⁴ 出所：“Daily Labor Report”，Feb. 27, 2007, BNA

図 4：連邦最低賃金と比較した州別最低賃金の水準



出所：連邦労働省ホームページ（2008 年 4 月 21 日現在）

州別最低賃金制度の状況・特徴については本章末尾の表 12 および表 13 にまとめた。

(2) 成立期の背景と特徴

1910 年代に諸州で州別最低賃金制度が設けられたのは、当時、最下層、特に女子労働者の窮迫した生活状態が世論を刺激し社会運動がおこったことによるとされる。

1912 年にマサチューセッツ州での州法が最初であるが、翌 1913 年にはカリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州、コロラド州、ユタ州、ネブラスカ州、ミネソタ州、ウィスコンシン州の 8 州で最低賃金法が成立した。

- 小林 (2000)²⁵によれば、当時の州別最低賃金制度は次のような三つに類型化できるという。
- マサチューセッツ州他 2 州（マサチューセッツ型＝任意法規型）
 - オレゴン州他 9 州（オレゴン型＝強行法規型）
 - ユタ州他 3 州（法律による金額決定＝連邦法の先駆）

²⁵ Nordlund (1997) が原典

(3) 近年の州別最低賃金の推移

連邦最低賃金を上回る水準の最低賃金を設定する州の数については下記の図5のとおりであるが、2006年以降大幅に増加している²⁶。

図5：連邦最低賃金を上回る州の数の推移

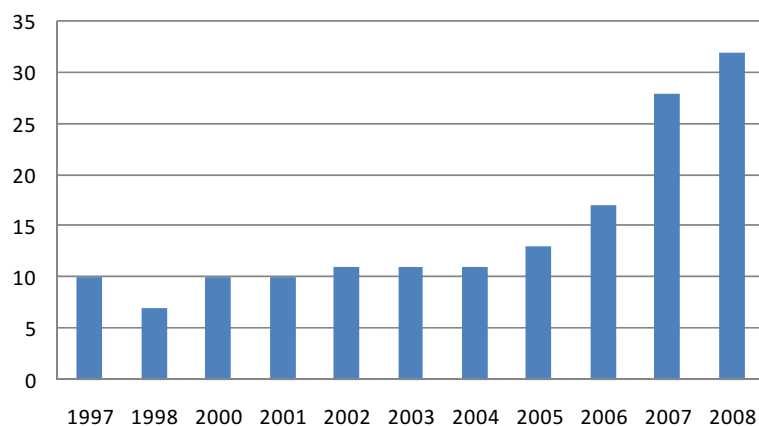
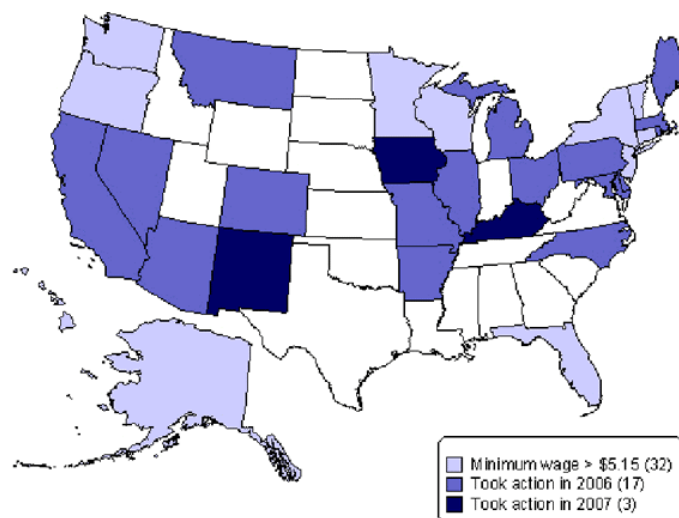


図6：2006年以降最低賃金を引き上げた州



出所：EPI のホームページより²⁷

上記図6は、連邦議会における2007年5月の連邦最賃引き上げ決定に向けて、2006年以降、連邦最賃よりも高く州別最賃を設定する州が急速に増加した経緯を地域別に示したものである。

色づけされた州が2007年4月現在、連邦最賃5.15ドルよりも高い水準の州別最賃を設定し

²⁶ 出所：<http://www.dol.gov/esa/programs/whd/state/stateMinWageHis.htm>

²⁷ 出所：http://www.epi.org/content.cfm/webfeatures_snapshots_20061025

ていた州である。灰色が2006年に連邦最賃よりも高く設定した州、黒が2007年になって連邦最賃よりも高く設定した州である。

6 最低賃金引き上げをめぐる議論

(1) 先行研究による議論の概要

最低賃金の引き上げが雇用に対してどのような影響を与えるのかについては、雇用を減少させる説と逆に雇用を拡大させる説がある。

1980年代までの分析では最低賃金の引き上げにより雇用量が減少するという見解が示されていた。代表的な研究はCharles BrownらによるBrown et. al. (1982) (1983)で、連邦最低賃金が10%上昇すると、10代の雇用が1~3%減少すると結論づけている。これは1954年から1979年までを対象とした複数の研究による成果である。

1990年代になってほぼ10年ぶりに連邦最低賃金が引き上げられたこともあり、最低賃金に関する実証研究が再び盛んに行われるようになった。Card and Krueger (1992) は最低賃金の引き上げは雇用減少に強い影響を与えていないと結論づけ、Card and Krueger (1994) では、むしろ雇用量は増加するとの分析結果を見出した²⁸。

また、Neumark and Wascher (1992) では、1973年から1989年のデータを用いて10%の最賃引き上げによって1%から2%程度の若年層の雇用量が減少するという結果を得ている²⁹。

(2) 現地調査から得られた政労使学関係者の見解

現地での聞き取り調査の結果、最低賃金の引上げについて肯定的見解をもつ側として、主に中・低所得層に焦点を当てた経済政策を提言する民間シンクタンクである経済政策研究所、労働組合、都市政策関連の民間シンクタンクであるアーバン・インスティテュート、その一方で批判的見解をもつ側として、主に使用者側の提言をする民間シンクタンクである雇用政策研究所、商業会議所が挙げられる。

最低賃金の引き上げを主張する側の見解としては、過去の実質賃金額と比較して最低の水準にあり、貧困率との関係で生活保障の水準を確保すべきであり、インフレ率の上昇から過去10年間の最賃引き上げ据え置きによって最低賃金水準の所得を得ていても十分な栄養状態を確保できなくなっている、としている。また、最賃はインフレ上昇を参照しながら毎年改定していくべきものという考え方をもっている。

一方で雇用政策研究所などでの聞き取りから、最低賃金の引き上げは低所得者層の支援に

²⁸ このCard and Kruegerの研究に対して、Employment Policies Institute (1996) は、調査方法や計数処理に問題があると指摘している。更にNeumark and Wascher (1994) もCard and Kruegerの研究の問題点を指摘している。

²⁹ 以上の議論の詳細についてここでは触れないが、論点は、①データの性格、すなわち時系列データを用いるべきか、パネルデータを用いるべきか、②完全競争モデルを前提とするのか、需要独占モデルを前提とするのかなどが挙げられる。

なっていないとの見解が示された。この見解では、最賃引き上げによって恩恵を受ける主たる労働者層は、単身の若年、両親と同居している労働者であるとし、むしろ低所得者層向けに税優遇策を行う方が効果的であるとする。最低賃金の真の目的や最賃引き上げが低所得者層向けの支援に本当になっているのかを見直すべきであるとする。

<参考文献>

- Alexis M. Herman, Bernard E. Anderson and T. Michael Kerr, 2001, *Minimum Wage and Overtime Hours Under the Fair Labor Standards Act*, U.S. Department of Labor
- Charles Brown; Curtis Gilroy; Andrew Kohen, 1982, The Effect of The Minimum Wage on Employment and Unemployment, *Journal of Economic Literature*, Vol. 20, No. 2. (Jun., 1982), pp. 487-528.
- Charles Brown; Curtis Gilroy; Andrew Kohen, 1983, Time-Series Evidence of the Effect of the Minimum Wage on Youth Employment and Unemployment, *The Journal of Human Resources*, Vol. 18, No. 1. (Winter, 1983), pp. 3-31.
- David Card, 1992, Using Regional Variation in Wages to Measure the Effects of the Federal Minimum Wage, *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 46, No. 1. (Oct., 1992), pp. 22-37.
- David Card and Alan B. Krueger, 1995, *Myth and measurement : the new economics of the minimum wage*, Princeton University Press
- David Card; Alan B. Krueger, 1994, Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania, *The American Economic Review*, Vol. 84, No. 4. (Sep., 1994), pp. 772-793.
- David Neumark; William Wascher, 1992, Employment Effects of Minimum and Subminimum Wages: Panel Data on State, Minimum Wage Laws, *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 46, No. 1. (Oct., 1992), pp. 55-81.
- Employment Policies Institute, 1996, The Crippling Flaws in the New Jersey Fast Food Study, 2nd Edition, April 1996, (http://www.epionline.org/study_detail.cfm?sid=9)
- Gregory K. McGillivray, 2004, *Wage And Hour Laws: A State-by-state Survey* (Hardcover) , by Gregory K. McGillivray (Editor), David Borgen (Editor), Jeremy J. Glenn (Editor)
- Jonathan Grossman, 1978, Fair Labor Standard Act of 1938: maximum struggle for a minimum wage, *Monthly Labor Review*, June 1978, Volume 101, Number 6, Department of Labor
- McGillivray, Gregory K. editor-in-chief, Borgen, David, senior editors, et al., 2004, *Wage and hour laws : a state-by-state survey*, Washington, DC : Bureau of National Affairs, Federal Labor Standards Legislation Committee, American Bar Association. Section of Labor and Employment Law

- National Employment Law Project, 1997, A Survey of State Wage Enforcement Laws: Models for Successful Reform, NELP Advocacy Series, October 1997
<http://www.nelp.org/docUploads/pub25.pdf>
- Ronald G. Ehrenberg, Robert S. Smith, 2000, *Modern labor economics : theory and public policy / 7th ed*, Reading, Mass. : Addison Wesley
- Willis J. Nordlund, 1997, The Quest for a Living Wage: The History of the Federal Minimum Wage Program (Contributions in Labor Studies), Greenwood Pub Group
- 相吉宏二 (2000) 「米国における所得格差問題と最低賃金の引き上げについて」『第一勧銀総研レビュー』第一勧銀総合研究所[2000.02]、p77～100
- 石原孝一(1981)「アメリカ連邦最低賃金制の現状と課題」『日本労働協会雑誌』日本労働協会編、23巻(1号) [1981.01]、p55～62
- 岡崎淳一 (1996)『アメリカの労働』日本労働研究機構
- 小林英夫 (2000) 「最低賃金制の理論とその政策的含意--アメリカと日本を例として」『関西大学経済論集』関西大学経済学会、49巻(4号) [2000.03]、p281～315
- 坂井誠 (2007) 「現代アメリカにおける最低賃金問題」『現代アメリカの経済政策と格差』日本評論社、第3章所収
- 坂口尚文 (2005) 「米国の実証研究」『日本における最低賃金の経済分析』労働政策研究報告書 No. 44、労働政策研究・研修機構、第2章「最低賃金に関する経済理論と実証分析」第2節
- 中窪裕也 (1995)『アメリカ労働法』弘文堂
- 藤本武 (1961) 「アメリカ合衆国における最低賃金制度の発展」『最低賃金制度の研究』日本評論新社
- 堀春彦 (2003) 「アメリカ合衆国の最低賃金制度」『諸外国における最低賃金制度』日本労働研究機構、第2章所収
- 水島密之亮 (1951)『アメリカ最低賃銀法』有斐閣、シリーズ名：大阪市立大学法学叢書；第2
 労働省労働基準局賃金部 (1957) 「米国および英国における最低賃金実施の社会的、経済的背景」、『給与月報』労働省労働基準局賃金部 (No120) , 1957. 10、p15～22

表 12：米国州別最低賃金制度の状況

	最賃額	引き上げ予定
アラバマ州	なし	
アラスカ州	7.15	
アリゾナ州	6.90	
アーカンソー州	6.25	
カリフォルニア州	8.00	
コロラド州	7.02	
コネチカット州	7.65	
デラウェア州	7.15	
ワシントンD C	7.00	2008 年 7 月 24 日、7.55 ドルへ引き上げ予定
フロリダ州	6.79	
ジョージア州	5.15	
ハワイ州	7.25	
アイダホ州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
イリノイ州	7.50	2008 年 7 月 1 日、7.75 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 1 日、8.00 ドルへ引き上げ予定 2010 年 7 月 1 日、8.25 ドルへ引き上げ予定
インディアナ州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
アイオワ州	7.25	
カンザス州	2.65	
ケンタッキー州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
ルイジアナ州	なし	
メイン州	7.00	2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
メリーランド州	6.15	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
マサチューセッツ州	8.00	
ミシガン州	7.15	2008 年 7 月 1 日、7.40 ドルへ引き上げ予定
ミネソタ州	6.15/ 5.25	
ミシシッピ州	なし	
ミズーリ州	6.65	
モンタナ州	6.25	
ネブラスカ州	5.85	
ネバダ州	6.33	
ニューハンプシャー州	6.50	2008 年 9 月 1 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
ニュージャージー州	7.15	2008 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
ニューメキシコ州	6.50	2009 年 1 月 1 日、7.50 ドルへ引き上げ予定
ニューヨーク州	7.15	2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
ノースカロライナ州	6.15	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
ノースダコタ州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
オハイオ州	7.00	
オクラホマ州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
オレゴン州	7.95	
ペンシルバニア州	7.15	2009 年 7 月、7.25 ドルへ引き上げ予定
ロードアイランド州	7.40	
サウスカロライナ州	なし	
サウスダコタ州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
テネシー州	なし	
テキサス州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
ユタ州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
バーモント州	7.68	
バージニア州	5.85	2008 年 7 月 24 日、6.55 ドルへ引き上げ予定 2009 年 7 月 24 日、7.25 ドルへ引き上げ予定
ワシントン州	8.07	
ウェストバージニア州	6.55	2008 年 7 月 1 日、7.25 ドルへ引き上げ予定

(表 12 の続き)

ウィスコンシン州	6.50	
ワイオミング州	5.15	

出所：連邦労働省ホームページ等

(http://www.dol.gov/esa/minwage/america.htm)

表 13：州別最低賃金制度の特徴

	最低賃金決定に関する特徴	適用範囲に関する特徴
アラバマ州	最低賃金に関する州法は存在しない。	
アリゾナ州	最賃額は毎年、生活コスト算出式に基づき増額される。	
アーカンソー州		州最低賃金の適用は、4 人以上の従業員を雇用する事業主に適用
コロラド州	最低賃金額、超過勤務に関する規定は、小売業、サービス業、商業的支援サービス業、飲食料業、健康・医療業に適用される。	
コネチカット州	コネチカット州の最低賃金は、連邦最低賃金が州最低賃金を上回った場合に、自動的に連邦最低賃金額より 0.5% 高い水準に引き上げられる。	
デラウェア州	デラウェア州の最低賃金は、連邦最低賃金が州最低賃金を上回った場合に、自動的に連邦最低賃金額に置き換えられる。	
ワシントン D C	コロンビア区において、区域内の最低賃金が連邦最低賃金よりも低くなった場合、自動的に連邦最低賃金よりも 1 ドル高い水準に設定される。	
フロリダ州	最低賃金に関する州法は存在しない。	
ジョージア州	連邦最低賃金がジョージア州最低賃金を上回る場合、連邦公正労働基準法が対象とする被用者は、州法の適用対象外となる。	州最低賃金の適用は、6 人以上の従業員を雇用する事業主に適用
ハワイ州	毎月 2000 ドル以上の報酬を得ている従業員は州最低賃金・超過勤務法の適用の対象外となる。 州別最低賃金額が連邦最賃額以下の場合、州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。	
イリノイ州		州最低賃金の適用は、家族従業員を除く、4 人以上の従業員を雇用する事業主に適用
インディアナ州		州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。州最低賃金の適用は、2 人以上の従業員を雇用する事業主に適用
アイオワ州	アイオワ州最賃は連邦最賃が高く設定された場合、自動的に連邦最賃額に置き換えられる。	
カンザス州		州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。
ケンタッキー州	連邦最賃が州別最低賃金を上回った場合、州別最賃は連邦最賃が適用される。	
ルイジアナ州	最低賃金に関する州法は存在しない。	
メイン州	メイン州最賃は連邦最賃が高く設定された場合、自動的に連邦最賃額に置き換えられる。ただし、差額が 1 ドル未満の場合は除く。	
メリーランド州	メリーランド州最賃は連邦最賃が高く設定された場合、自動的に連邦最賃額に置き換えられる。	
マサチューセッツ州	マサチューセッツ州最賃は連邦最賃が同額または高く設定された場合、自動的に連邦最賃額よりも 10 セント高い額に設定される。	
ミシガン州	州別最低賃金額が連邦最賃額以下の場合、州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。	州最低賃金の適用は、2 人以上の従業員を雇用する事業主に適用
ミネソタ州	規模の大きな事業主（625000 ドル以上）＝6.15 ドル 規模の小さな事業主（625000 ドル未満）＝5.25 ドル	
ミシシッピ州	最低賃金に関する州法は存在しない。	
ミズーリ州	州最低賃金は 1 月 1 日から開始され、毎年 1 月 1 日に調査される生活費要因によって引き上げ、引き下げされることになる。	連邦法で適用除外としている労働者に加えて、州法は 50 万ドル未満の年商・事業規模の小売・サービス業の従業員。
モンタナ州	最低賃金は毎年 9 月 30 日に生活費調整が行われ次の年の 1 月 1 日に再設定される。	

(表 13 の続き)

ネブラスカ州		州最低賃金の適用は、4 人以上の従業員を雇用する事業主に適用
ネバダ州	事業主が従業員の健康保険制度がある場合、基本時給賃金は 5.30 ドルに据え置かれる。	
ニューハンプシャー州	ニューハンプシャー州最賃は連邦最賃が高く設定された場合、自動的に連邦最賃額に置き換えられる。	
ニューヨーク州	ニューヨーク州最賃は連邦最賃が高く設定された場合、自動的に連邦最賃額に置き換えられる。	
オハイオ州		州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。
オクラホマ州	1 つの事業所につき 10 名以上のフルタイム従業員で、あるいは従業員数にかかわらず 10 万ドル以上の年間売り上げがある企業が適用対象となる。 オクラホマ州最賃法は現在は最低賃金額の規定を含んでいなく、連邦最賃が適用される。	州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。
オレゴン州	2004 年 1 月 1 日から毎年、最低賃金額をインフレに連動するようになった。インフレ率は連邦政府による市平均消費者物価指数（都市部消費者）を使って計算される。決定額と物価は 5 セント単位の誤差に設定される。	
サウスカロライナ州	最低賃金に関する州法は存在しない。	
テネシー州	最低賃金に関する州法は存在しない。	
テキサス州	テキサス州最賃法は現在は最低賃金額の規定を含んでいなく、連邦最賃が適用される。	州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。
ユタ州	ユタ州最賃法は現在は最低賃金額の規定を含んでいなく、連邦最賃が行政的手続きにより適用される。	州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。
バーモント州	バーモント州最賃は連邦最賃が高く設定された場合、自動的に連邦最賃額に置き換えられる。 2007 年 1 月 1 日から毎年、最低賃金額を 5%あるいは消費者物価指数上昇割合分引き上げられる。ただし、この数値は市の平均値であり、季節調整前のものである。	州最低賃金の適用は、2 人以上の従業員を雇用する事業主に適用
バージニア州	バージニア州最賃法は現在は最低賃金額の規定を含んでいなく、連邦最賃が適用される。	州最低賃金の適用は、4 人以上の従業員を雇用する事業主に適用 州別最低賃金法は公正労働基準法の対象被用者を適用除外としている。
ワシントン州	2001 年 1 月 1 日から毎年、最低賃金額をインフレに連動するようになった。インフレ率の計算には平均消費者物価指数が用いられる（前年の都市部賃金労働者、事務労働者のデータ）	
ウェストバージニア州		州最低賃金の適用は、6 人以上の従業員を雇用する事業主に適用

出所：連邦労働省ホームページ等

(http://www.dol.gov/esa/minwage/america.htm)